

性の多様性の尊重に関するお願い

豊橋市では性的マイノリティの方も含め、全ての人が「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」の実現に向け、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例に、性の多様性に関する「理解及び尊重」、「差別禁止」等を規定しました。(令和5年4月1日～)

①～③について理解し、誰もが自分らしく暮らせるまちにしましょう!

- ①性の多様性に関する差別的取扱いをしない。
- ②カミングアウト(「性的指向」「性自認」を自ら他者に公表すること)を強制したり、禁止しない。
- ③アウティング(「性的指向」「性自認」について、他者が本人の了解を得ずに公表すること)を行わない。



豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活でお互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者との関係を市が証明する制度です。詳しくは市民協働推進課ホームページ又は電話(0532-51-2188)までお問合せください。



悩みごとがあれば、ご相談ください

このパンフレットでご紹介してきたように、性は多様です。だれもが多様な性のグラデーションの中にいます。自分のセクシュアリティについて悩んだり、職場で相談を受けることがあるかもしれません。

豊橋市では性の多様性について悩みを抱える方のための予約制の面接相談を行っています。ご本人や職場の同僚等からの相談を受け付けます。専門の相談員が対応し、秘密は守ります。



LGBT等性的マイノリティのための面接相談

豊橋市役所 市民協働推進課 電話0532-51-2188

その他の相談先

よりそいホットライン

0120-279-338(専門ライン4番)
24時間OK

つながるにじいろonライン

ホームページ確認



友達追加

レインボー・ホットライン

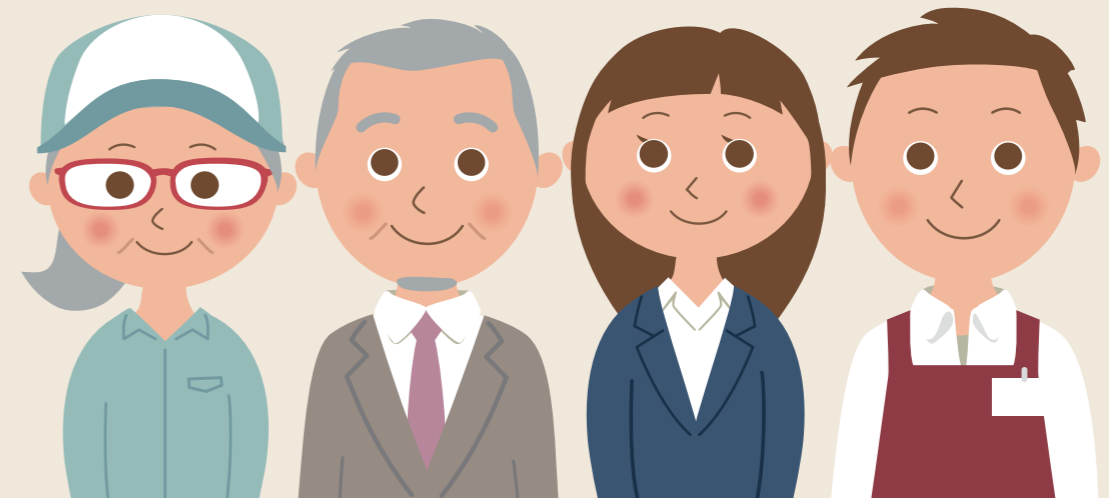
電話相談 0120-51-9181
LINE相談 第1月曜日 19時~22時

性は
グラデーション
~性の多様性を知ろう~

発行●豊橋市市民協創部 市民協働推進課
電話●0532-51-2188 FAX●0532-56-5128
監修●特定非営利活動法人 PROUD LIFE
令和8年4月発行

性は グラデーション

~性の多様性を知ろう~



人間の性は「男性」と「女性」の2つだけではありません。

一人ひとり顔や声が異なるように、

性のあり方も一人ひとり、みんな違います。

あなたや周りの人が自分らしく安心して働くことができるように

性の多様性について、理解しましょう。

6色の虹は、多様性を表す性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)のシンボルマークです。

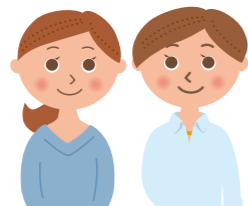
だれもが、多様な性のグラデーションの中にいます。

「LGBT」という言葉を日常生活の中で耳にする機会が増えました。一方で、性的マイノリティの方が安心して過ごせる環境づくりはどれくらい進んでいるのでしょうか。性的マイノリティの当事者の中でも職場環境に対するニーズは多様であり、その当事者が抱える困難や望む対応も一様ではないと考えられます。一人ひとりが性の多様性について理解を深め、当事者からの相談に対しては、当事者が困っていることや望んでいることを聞くとともに、事業所の状況もお話し、でき得る改善策を当事者と事業所で一緒に考えていただきますようお願いいたします。

LGBTとは

- L** レズビアン 同性を好きになる女性
- G** ゲイ 同性を好きになる男性
- B** バイセクシュアル 両方の性を好きになる人
- T** トランスジェンダー 身体の性と自認する性が異なる人

「LGBT」が表しているのは多様な性のうちのほんの一部です。ほかにも、例えば性自認が男性か女性どちらか一方ではない人（Xジェンダー）や性愛の対象をもたない人（Aセクシュアル）など、さまざまな性のあり方があります。性的マイノリティといっても、全ての人をLGBTのどれかに分類されるわけではないのです。



性の4つの要素



SOGIとは

Sexual Orientation and Gender Identity

性の多様性を表す言葉です。SOGIはだれもが有している「好きになる性」(Sexual Orientation)と「自認する性」(Gender Identity)をあわせた言葉であり、異性を好きになる人などのいわゆるマジョリティ(多数)も含めた、全ての人にかかわる言葉です。これに「性表現」(Gender Expression)を加えて、より包括的な言葉として「SOGIE」を使うこともあります。

性的マイノリティの方が直面する困りごと



「カミングアウト」とは

自分の性的指向や性自認に関することを他人に伝えることです。

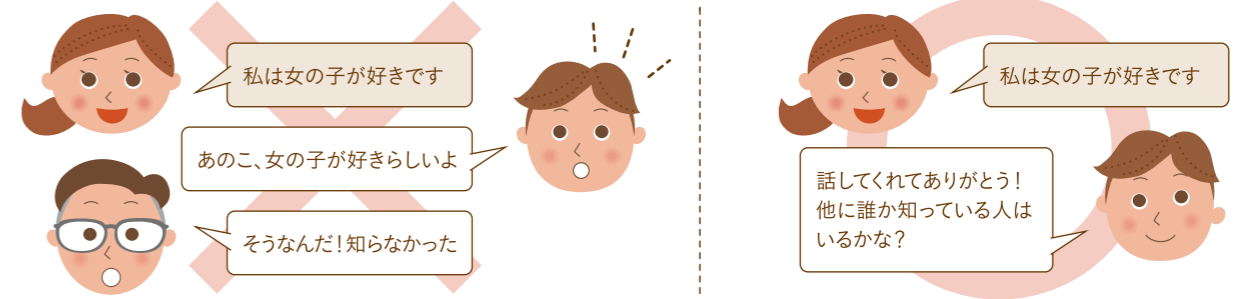
カミングアウトは、本人の意思や判断のもとに行われるべきであり、他人が強要するものではありません。カミングアウトは、「自分にとって大切な人に、本当の自分を知ってほしい」「困ったことがあるので相談に乗ってほしい」など切実な思いから行われます。あなたがカミングアウトを受けた時には、あなた以外の誰に打ち明けているのか、誰にしたら話してもいいのかなどを確認するようにしましょう。

カミングアウトを受けた際のポイント

- 否定せずにその人の話に耳を傾ける。
- 「話してくれてありがとう」と伝える。
- 何に困っているのか、何を望んでいるのか聞く。
- 他に誰が知っているか、誰までなら話して良いかを確認する。
- 支援、相談機関につながる情報を必要に応じて伝える。

「アウトティング」とは

本人の同意がない状態でその人の性的指向や性自認を第三者に暴露することを指し、本人のプライバシーを侵害する行為です。

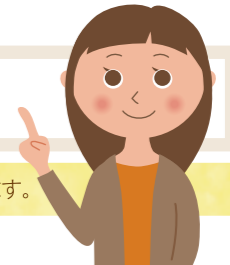


「SOGIハラ」とは

性的指向や性自認に関連した嫌がらせをすることです。

自らが差別的言動をしないと共に、そうした場面を見かけた時には、傍観せずに注意を促すなど、差別的言動を見過ごさない対応が求められます。

「アウトティング」や「SOGIハラ」をすることは、パワハラ、セクハラ(同性間も含む)に該当する場合があります。



誰もが安心して働ける場所へ!

誰もが働きやすい職場を実現するためには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが大切です。

性的指向や性自認などに関連するかに関わらず、意図しない態度や言葉でも、受け手が不快な思いをしたり嫌だと感じたりしたらハラスメントとなりうることに十分注意が必要です。また、同僚や部下等から性的指向や性自認に関する相談を受けた場合は、本人の相談を真摯に受け止め、プライバシーに配慮し、適切な対応に努める必要があります。職場で働く全ての方が、固定観念や、偏見を持たずに多様な性のあり方を理解し、尊重する視点を持ちましょう。

- これらのことを考えてみましょう!
- 研修、周知啓発などによる理解の増進
 - 窓口・電話対応
 - 相談体制
 - 性別記載欄
 - トイレなど共有スペース

令和5年6月23日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。

事業主の役割

(知識の着実な普及等) 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置